

登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会（第4回）

日 時：令和5年9月27日（水）15：00～

場 所：登戸区画整理事務所 2階 大会議室

次 第

1 第3回住所変更検討委員会の内容確認 . . . 資料1

※資料1はHP掲載の第3回摘録を参照

2 新町名・区域について2（町名候補案について）

（1）各町会からの検討資料とりまとめ . . . 資料2

（2）区画整理完了後を踏まえた課題の確認 . . . 資料3

（3）アンケートの候補案について . . . 資料4

3 次回（第5回）議題について

令和5年10月18日（水）15：00～

議題：アンケート候補案の3案程度に絞り込み

※第6回以降の議題（予定）

11月15日（水） アンケート案の改善、周知方法の検討（回答数の向上も図る）

※11月27日に庁内で住居表示懇談会を実施し外部有識者や関係機関から意見聴取を行います。

12月6日（水） 住居表示懇談会の結果報告及びアンケートの確定

又は20日（水）

1月17日（水）（アンケート集計のため開催なし）

2月21日（水） アンケート集計結果の報告・確認

3月13日（水） 町名の最終決定（※3月20日は祝日のため、第3週⇒第2週に設定しています。）

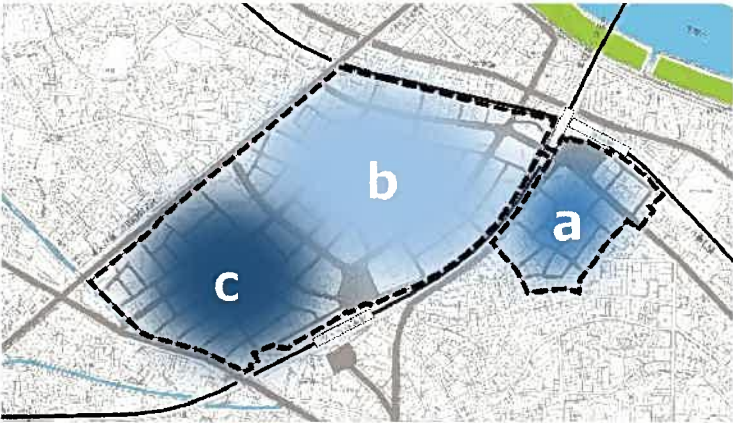
【事務局】 川崎市 登戸区画整理事務所 石川担当課長 谷田貝担当係長 本田 岡野

（連絡先）044-933-8571 （メールアドレス）50nobori@city.kawasaki.jp

2（1）各町会からの検討資料とりまとめ

町会名	町名パターン※	町名	町名に対する意見	意見の補足	事務局の考察
登戸南武町会	①	登戸1～3丁目			資料3を参照
登戸下河原町会	①	登戸1～3丁目			資料3を参照
登戸東本町会	①	登戸中央1～3丁目	登戸中町も検討した結果、「まち／ちょう」読み方が2通りできてしまうため、「登戸中央」とする。		「登戸中央」 登戸地区全体をイメージした際に、位置が捉えやすい。また、将来的に住居表示を実施する際に他エリアの町名を同様に付けやすい。
	②	a：登戸駅前 b,c：登戸中央1～2丁目	aエリアは90街区が駅からデッキで繋がる予定であることから町のシンボルとして駅前らしさが創出されるため。		
登戸中央町会	①	登戸1～3丁目			資料3を参照
登戸新川町会	①	登戸1～3丁目 登戸新川1～3丁目 登戸中町1～3丁目			「登戸新川」 新川地区は登戸地区の一部の地域となっており、その名称が区画整理区域全体につくとなると住民は混乱する。 「登戸中町」 登戸地区全体をイメージした際に、位置が捉えやすい。また、将来的に住居表示を実施する際に他エリアの町名を同様に付けやすい。
登戸中部町会	—	a：登戸東町 b：登戸中町 c：登戸西町	bエリアは登戸稲荷が近く、この辺りは登戸の中心であると考えられることから。これまでの登戸の経過を町名として残すことができる。	市の住居表示実施基準では町名の定め方について「歴史、伝統、文化の上で由緒のある名称を選択し採用」の要素を入れたい。（中町など）	登戸東町(a)や登戸西町(c)は、それぞれの東側、西側に登戸地区が存在し、登戸地区全体で捉えた場合、位置関係に戸惑う。 将来的に住居表示を実施する際は、今回の区画整理区域内と同様に区画整理区域外を8～9エリアに町名を付ける可能性があり、その場合は「登戸〇〇」が多数乱立する。
登戸多摩川町会	①	登戸1～3丁目			資料3を参照
登戸南町会	—	—	将来的に住居表示実施の際には、南町会のエリアを「登戸南」としたいと考えている。	登戸全体の住居表示を実施する際に、登戸＋（位置がわかるような名前（通称含む））を使うなどで区画整理区域外についてもそれぞれ名前が付けやすいような町名がよい。	
登戸台和町会	—	—	「登戸1～3丁目」とすることはやめて欲しい。	誤配送のトラブルが起きやすくなるため。（前回、検討委員会意見より）	
登戸新町町内会	—	—	将来的に住居表示を実施しやすいような町名がよい。	登戸地区全体で考えた際の区画整理区域内の町名としてほしい。	

※町名パターン ①：3つのエリア（a,b,c）を同じ町名とする
②：3つのエリア（a,b,c）のうち、ひとつを違う町名とする。



◀区画整理区域内を3つのエリアに分けたイメージ

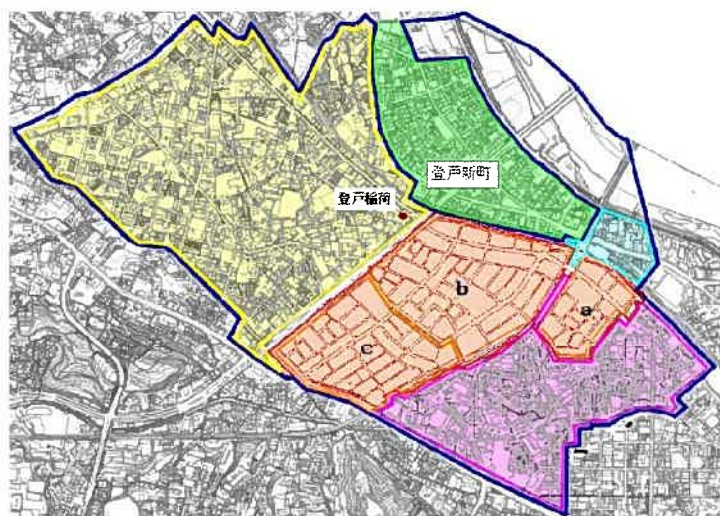
（参考）住居表示を実施している稲田地区の規模との比較

登戸地区（登戸：1 6 7 ha 、 登戸新町2 3 ha）		稲田地区（4 8 9 ha）	
町名	面積 / 世帯数	町名	面積 / 世帯数
登戸（区画整理区域内）	37.2 ha	菅1～6丁目	76 ha / 7,199
登戸（区画整理区域外）	約 129.8 ha	菅稲田堤1～3丁目	61 ha / 3,114
登戸新町	23ha / 3,062	菅野戸呂	30 ha / 1,032
		菅北浦1～5丁目	64 ha / 4,174
		菅仙谷1～4丁目	116 ha / 2,336
		菅馬場1～4丁目	103 ha / 3,594
		菅城下	19 ha / 1,457
		寺尾台1～2丁目	26 ha / 1,446

2 (2) 区画整理完了後を踏まえた課題の確認

区画整理完了後、登戸地区は登戸新町、登戸、今回決定する新しい町名の3つの町名を有した地区となります。特に「登戸」の町名区域は今回決定する新しい町名によって下図のとおりピンク、黄色と水色のエリアに鉄道や道路などの公共施設により分断される形となります。その上で、将来的に住居表示[※]を実施する際の課題として次のような課題が考えられます。

- ① (今回の町名を「登戸〇丁目」とした場合) 登戸地区全体を通して「登戸〇丁目」とする場合は、区画整理区域外(ピンク、黄色、水色)が隣接しておらず、連続した数字をつけていくことができないため町名区域の変更が必要となる可能性がある。
- ② 今回決定した町名や数字(番地部分)を活かす場合(つまり、区画整理区域を除いて住居表示を実施する場合)は、下図のピンク、黄色のエリアはそれぞれ別の町名を検討する必要がある。



※「住居表示に関する法律」は、町名地番が混乱してわかりにくいものとなっている住居の表示を合理的なわかりやすいものにし、住民の福祉の向上に資することを目的として制定されました。

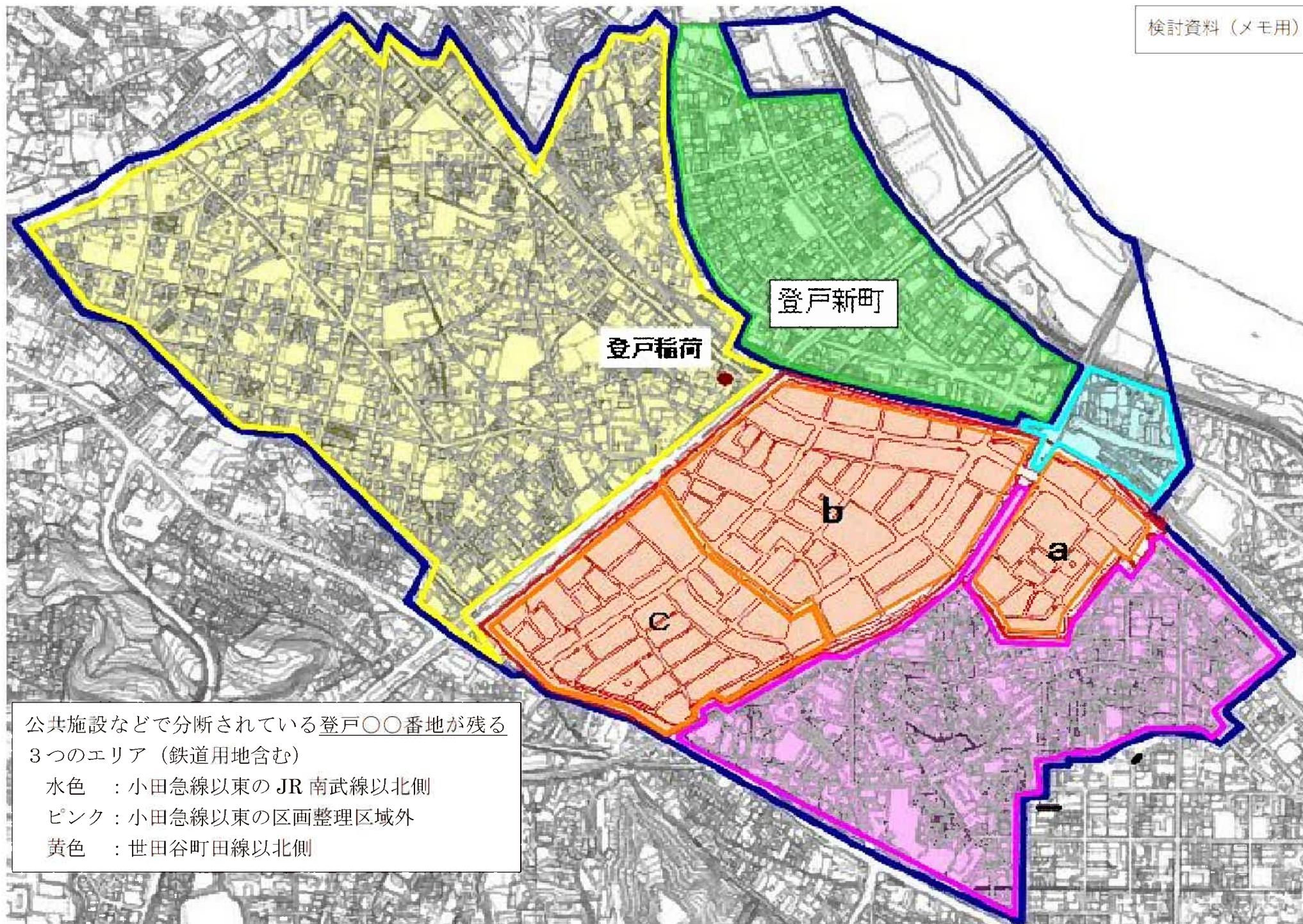
住居表示の実施により住所が順序良く並ぶことで、配送物の遅延を防いだり、地図が無くても訪ね先がわかりやすくなったり、救急車等の緊急車両が迷わず到着できるなどの効果が得られ、みなさんの生活に役立っています。

(川崎市 戸籍住民サービス課 HP より抜粋)

>以上を踏まえ、次回検討委員会(令和5年10月18日)までにアンケートに記載する候補案を3案程度まで絞り込みを行う必要があります。

※何故、アンケートを実施するのか

今回の町名変更は区画整理区域内全体の権利者や居住者、従事者の方に関わってくるものです。アンケートを実施することを通じて、町会に属していない多くの方に町名変更に対する認知を図るとともに、「その方々の意見を聴取し町名変更に関わる機会を設けること」「その結果を公表すること」で新しい町名への親しみをもってもらうことを目的として行います。



公共施設などで分断されている登戸〇〇番地が残る
3つのエリア（鉄道用地含む）

水色　：小田急線以东のJR南武線以北側

ピンク　：小田急線以东の区画整理区域外

黄色　：世田谷町田線以北側

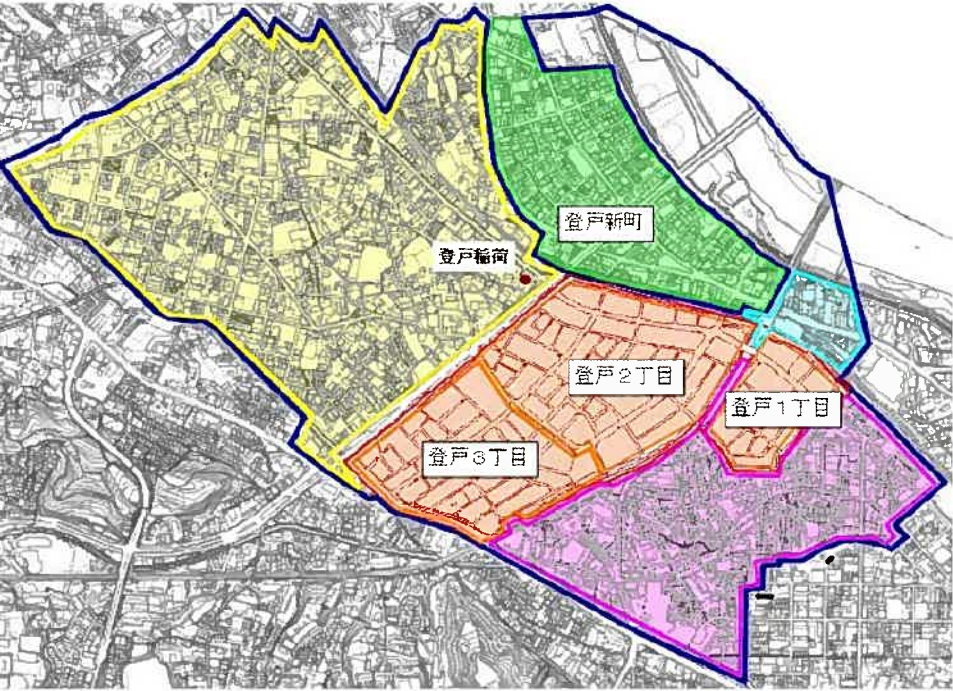
2 (3) アンケートの候補案について

- 町名パターン
- ①：3つのエリア (a,b,c) を同じ町名とする
- ②：3つのエリア (a,b,c) のうち、ひとつを違う町名とする。

将来的に住居表示を
実施する際のポイント

A. 町名パターン①を選択して

＜登戸1丁目～3丁目＞とした場合



※1 登戸1番地1と登戸1丁目1番地1など似通った住所ができます。
※2 郵便番号の変更はありません。

区画整理区域を除いて実施する場合

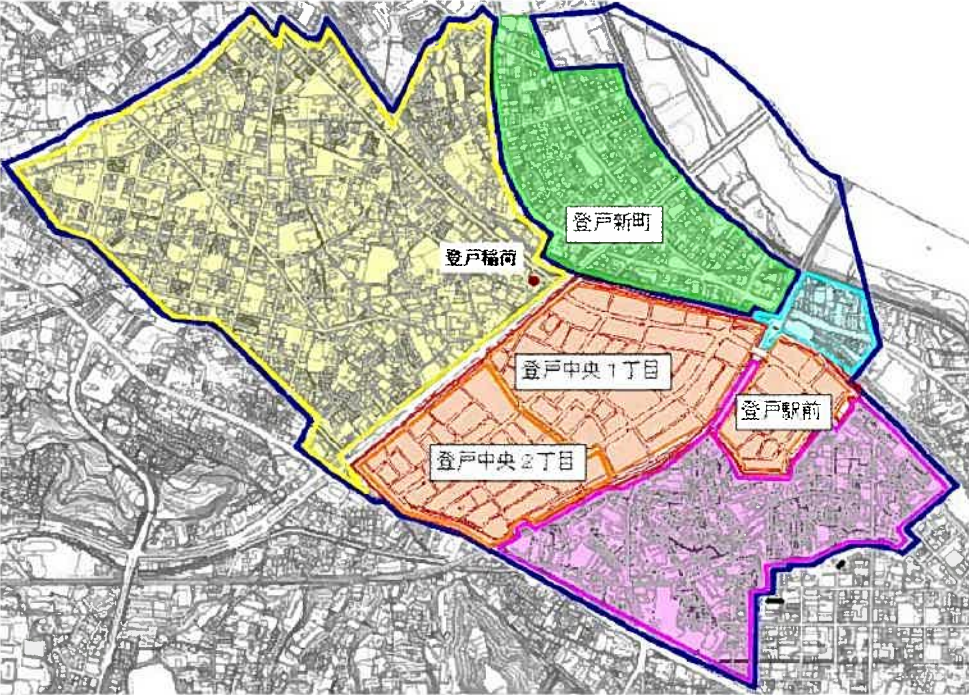
- ・水色/ピンク/黄色のエリアが隣接していないためそれぞれで町名の検討が必要
- ・登戸4丁目以降は登戸3丁目と隣接してる黄色かピンクどちらかのエリアのみ
- ・水色のエリアは面積が小さいため、登戸新町に含むか独立した町名とするか検討が必要。

区画整理区域を含んで実施する場合

- ・全地区で町名を「登戸〇丁目」とするには区画整理区域内も含めて地区全体で町名の区域の見直しが必要となる。
- ・左図下※1の問題が解消される。
- ・区画整理区域内は再度住所変更の手続きが必要

C. 町名パターン②を選択して

＜a:登戸駅前 b, c:登戸中央1丁目、2丁目＞とした場合



※郵便番号が変わります。(注:登戸駅前/登戸中央1,2丁目それぞれ作られます。)

区画整理区域を除いて実施する場合

- ・登戸駅前の町名区域については変更するか検討が必要。
- ・ピンク/黄色のエリアは区画整理区域が位置を示した町名としたことから、同様の町名を検討しやすい。
- ※登戸稲荷のエリアを登戸中央3丁目以降とするなど一部続きの丁目利用が可能。
- ・水色のエリアは面積が小さいため、登戸新町に含むか独立した町名とするか検討が必要。

区画整理区域を含んで実施する場合

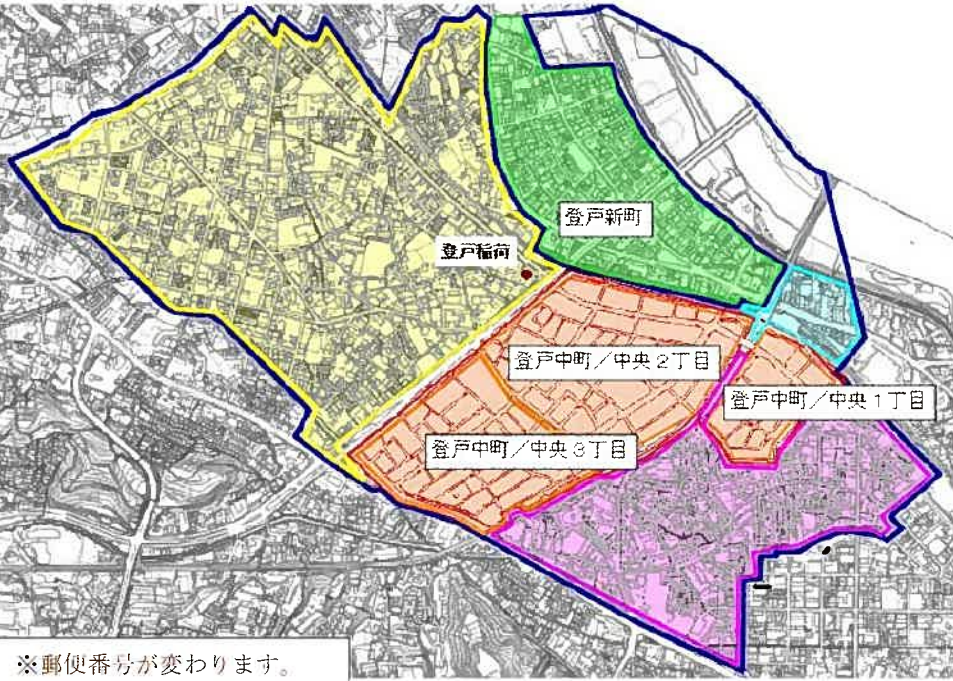
- ・区画整理区域内は再度住所変更の手続きが必要。

B. 町名パターン①を選択して

＜登戸中町1丁目～3丁目＞とした場合

＜登戸中央1丁目～3丁目＞とした場合

※どちらの町名を候補案に残すか別途検討します。



※郵便番号が変わります。

区画整理区域を除いて実施する場合

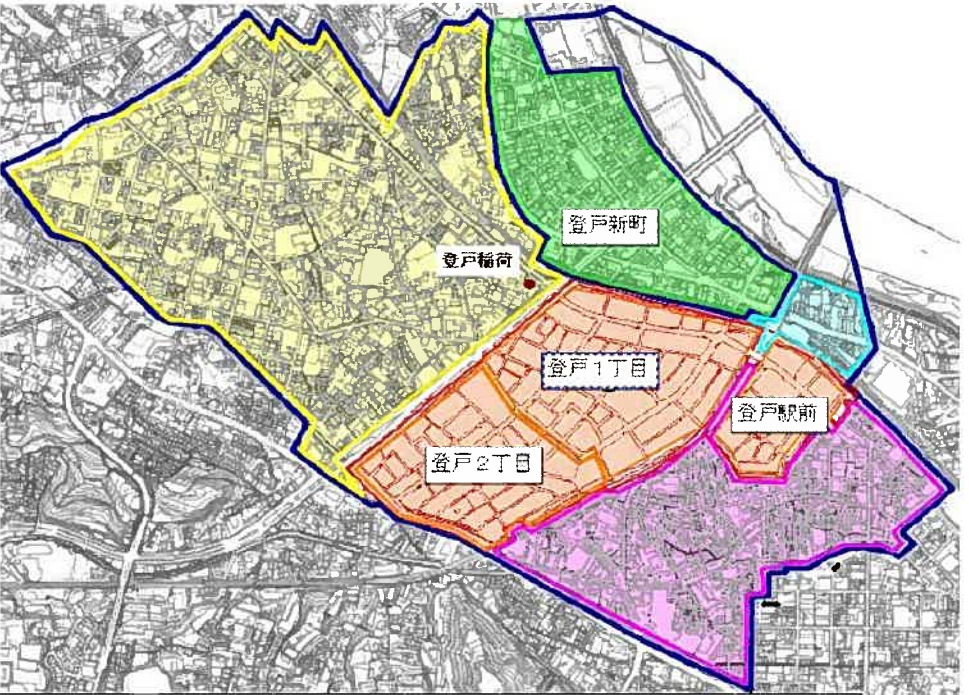
- ・ピンク/黄色のエリアは区画整理区域が位置を示した町名としたことから、同様の町名を検討しやすい。
- ※登戸稲荷のエリアを登戸中町/登戸中央3丁目以降とするなど一部続きの丁目利用が可能。
- ・水色のエリアは面積が小さいため、登戸新町に含むか独立した町名とするか検討が必要。

区画整理区域を含んで実施する場合

- ・区画整理区域内は再度住所変更の手続きが必要。

D. 町名パターン②を選択して

＜a:登戸駅前 b, c:登戸1丁目、2丁目＞とした場合



※1 登戸1番地1と登戸1丁目1番地1など似通った住所ができます。
※2 郵便番号が一部変わります。(注:登戸駅前のみ)

区画整理区域を除いて実施する場合

- ・ピンク/黄色のエリアが隣接していないためそれぞれで町名の検討が必要
- ・登戸4丁目以降は登戸3丁目と隣接してる黄色かピンクどちらかのエリアのみ
- ・水色のエリアは面積が小さいため、登戸新町に含むか独立した町名とするか検討が必要

区画整理区域を含んで実施する場合

- ・全地区で町名を「登戸〇丁目」とするには区画整理区域内も含めて地区全体で町名の区域の見直しが必要となる。
- ・左図下※1の問題が解消される。
- ・区画整理区域内は再度住所変更の手続きが必要